

第1324回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成27年1月22日 木曜日
開会 10時00分 閉会 11時15分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席委員 委員（委員長職務代理） 星川 茂一
委 員 秋道 智彌
委 員 鈴木 晶子
委員・教育長 生田 義久

4 傍 聴 者 1人

5 議事の概要

(1) 開会

10時00分，委員長職務代理が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第1323回京都市教育委員会会議の会議録について，全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案1件，報告1件

イ 非公開の承認

議案1件については，市長の作成する議会の議案に対しての意見の申し出に関する案件及び関係機関等と協議を要する案件であり，京都市教育委員会会議規則に基づき，非公開とすることについて，全委員の承認が得られた。

ウ 報告事項

学校給食における「和食」の推進に係る取組方針（案）について

（事務局説明）

○俣野 体育健康教育室給食課長

本日は，去る1月9日に「学校給食における『和食』の検討会議」から提出された「最終まとめ～和食文化を伝えるための方向性と取組～」を踏まえて作成した「学校給食における『和食』の推進に係る取組方針（案）」について報告させていただく。

まずは，昨年11月に実施した検討会議の中間まとめに対する市民意見募集について説明す

る。402人の方から1,181件の御意見が寄せられた。米飯給食の推進を望む意見や漬物の提供に関する意見、季節の食材や和菓子についての意見など、幅広い内容の御意見であった。

さらに、市民意見募集の期間中、市立小学校3校を対象に、「給食と家庭での食事についてのアンケート」を実施した。「家庭で給食のことが話題に出ることはありますか。」の設問では、「あまり出ない」「出ない」の割合が高い結果であり、今後、家庭や地域と連携しながら、家庭の食生活をも変えていく取組につなげていきたい。また、「だし”や“うま味”を知っていますか。」の設問では、「よく知っている」「知っている」の割合が高い結果であった。本市では、これまでから学校給食で天然の出汁にこだわった多様な献立を提供してきたが、しっかりと子どもたちに伝わっていることを感じた。

それでは、取組方針（案）について説明する。「今後の和食推進に関する基本的な考え方」として、小学校給食の基本を「和食」と位置付け、学校給食のさらなる充実を図るとともに、家庭での食生活の在り方を見直す契機となるよう、家庭や地域とも連携しながら取組を進めたいと考えている。単に和食を伝える、必要な栄養価を提供するだけでなく、子どもたちの心身の健康や自ら食材や献立を選べるような判断力の育成を図っていきたい。

今後推進する具体的な取組としては、「和食推進の日（仮称）」の設定についてである。重点的に和食の良さを伝えていく取組を行う日として月に1回設定し、この日の献立については、特に季節感のある伝統行事等にちなんだ献立など、より和食の特徴をもったものとする。具体的には、パン給食は週1回だが、月に1回パン給食を減らして米飯給食の割合を高める。和食と合わないという意見もあった牛乳についてもその日は提供を中止して、旬の果物や和菓子など、季節感のある献立を提供していきたい。こうした取組等により、米飯給食を現在の週4回から週4.25回とし、和食献立を現在の6割程度から7割程度に拡大する。

「漬物の提供」については、京都産の野菜だけで漬け込んだ無添加の漬物を安価で提供してもらえるよう京都府漬物協同組合と協議し、京都名産の「しば漬」と「すぐき」を新たに給食物資として登録。衛生管理上、漬物をそのまま提供することには課題があることから、現時点では加熱献立の具材として提供することとするが、引き続き漬物の提供方法についても検討を進めたい。

「和菓子の提供」については、すでに給食物資に登録されている「ちまき」をはじめ、季節感のある「おはぎ」や「桜もち」の和菓子を新たに給食物資として登録したので、それらを「和食推進の日（仮称）」の献立と合わせるなど、年に数回提供する。

「お茶の提供」については、給茶設備等が整備されていない状況であり、多くの児童が各家庭からお茶を持参している状況等を踏まえ、引き続き提供方法の検討を進めるとともに、京都の地場産業である「お茶」について、社会科等の教科学習とも関連付けながら学ぶ取組を進める。

「味わいを感じることができる食器への更新」については、検討会議の中でも強く御意見のあった内容であるが、従来使用してきた「アルマイト食器」を3年計画でより味わいを感じることができるPEN食器へ更新していく。

さらに、「新たな調理器具の導入」である。現在の回転釜では対応できなかった焼魚や煮くずれしやすい食材の煮物等の調理に対応する「スチームコンベクションオーブン」について、試行的な導入し、今後の和食献立の一層の充実・多様化につなげていきたい。

「和食文化を伝えるための食育のさらなる推進」については、「給食カレンダー」を活用した指導など、これまでの食育の取組に加えて、「和食推進の日（仮称）」の献立を中心に、日本の

食文化についてより深く理解できるような教材を作成し、給食時間における学級担任等による食育の指導の一層の充実を図る。

給食時間についても、「和食推進の日（仮称）」やランチルーム等で給食を食べる機会には、ゆったりと児童が給食を食べることができるよう、学校に働きかけを行っていききたい。また、京料理の料理人等、専門家を迎えての出前授業を引き続き実施するとともに、料理に造詣が深い地域住民等の協力を得るなど学校と地域が一体となって取組を推進する。

「家庭や地域との連携」については、親子で給食献立を作る「チャレンジクッキング」の実施や学校給食のことを家庭で話題にしてもらえるよう、献立レシピや料理をおいしく作るためのひと手間等をホームページ等で発信するなど、情報発信を一層推進する。

「実施時期」については、すでに平成27年6月分の献立原案を検討する時期となっているため、具体的に献立に反映していくのは6月からとなる。6月からしっかりと市民にも分かるような形で取組を進めていきたい。

（委員からの主な意見）

- 給食で提供する漬物に関して、過去に全国で食中毒が出たことはあるか。
- パンの種類はどのようなものか。また、ジャム等はつけているか。
- 子どもの発達に応じて献立の内容を変えることできないか。学年により好みや食体験が異なる。
- 単なる好き嫌いではなく、食物アレルギー対応は重大な課題。一人一人の子どもに目を向けた、先生方の細やかな指導が必要である。
- 食育の観点と和食をうまく融合してまとめを作成いただいたと考えている。
- 一般的に、給食の時間はどれくらいとれているか。ゆとりのある時間設定について検討はされているのか。
- 食育は成績として評価できないが、社会科等の教科との接点がある。さらに、和食というポイントで複数の教科にまたがることを伝えていければ、意味づけがはっきりしてよい。
- 検討会議では学校給食をどうしていくかという非常によい議論をしていただいた。食器の更新についても、予算の確保が前提ではあるが、長年の課題でありうれしく思う。
- 毎日の給食の時間に学級担任も含めて食育を推進していくことは非常に大事である。学校全体の常の取組として、和食を推進する方向性が示されたことはありがたい。
- 子どもの食育、和食文化の継承は家庭の力が非常に大きい。家庭や地域との連携の方向性が示されたことはありがたい。
- 「チャレンジクッキング」という取組は、親子で実際に給食献立を作るのか。どのような目的で実施するのか。
- 児童のアンケートでは、家庭で給食が話題に出ていないという結果が出ている。給食は給食、家庭は家庭となってしまっているのかもしれない。
- 健康維持のための社員食堂のレシピが話題になったことがある。給食における和食の推進について教育委員会から発信する時も、ホームページ等をうまく活用すれば大きな反響があると思う。
- 「食育指導員」とはどういった方々なのか。
- 食育は、教科とのつながり等が大事である。食育指導員を中心に、食育全体のプログラムとして米の生産や食料自給率のデータとも関連づけることが必要。

- 給食を食べる前や食べながらの指導であれば、子どもへの指導も入り易い。学級担任等が指導する際の資料についてどのように考えているか。
- 以前に拝見した給食指導では、地産地消や命をいただくこと、皆で食べることの意義等に加え、単にコミュニケーションだけでなく食事中的会話の展開の仕方まで目標に掲げておられ、素晴らしいと感じた。和食が入ることで給食指導に「和の精神」といった新たな側面が増えると思う。
- たくさん学校があるので、どこの学校でもある程度の水準の給食指導ができるよう、教育委員会としての仕組みづくりをお願いしたい。

(事務局)

- 全国的には白菜の浅漬けで食中毒があった。給食で提供する際には、そうしたことが起こることのないよう細心の注意を払いたい。
- 従前はコッペパンだけであったが、今はうずまきパンや黒糖パン等の種類がある。食パンは無くなったので、マーガリンやジャムはついていない。
- 発達段階によって献立を変えるべきとの意見は検討会議では出てこなかった。現在は全学年同じ献立で実施しているが、低・中・高学年で配膳量を変えている。元々、学校給食の献立は非常にバリエーションが多いので、学年ごとに違う献立を用意することについてはあまり意見が出なかったのかもしれない。
- 食物アレルギーに関しては、適切な対応が必要である。給食では、子どもの食体験を広げるために様々な食材を使用し、子どもの学びとなるように指導している。
- 45分の給食時間の中で、準備・喫食・片付けを行っており、喫食時間は概ね20分である。学校全体としては困難であっても、ランチルーム等で給食を食べる学級に限っては掃除の時間を短縮するなど弾力的に運用できないか、学校に働きかけていきたい。
- 食器については3年計画でPEN食器に更新したいと考えており、予算規模は約10億円になる。
- チャレンジクッキングは民間の施設を借りて、栄養教諭が指導しながら親子で給食を調理する事業である。親子のコミュニケーションを深め、家庭の食事につなげてほしいという願いがある。食材の下処理方法や調理法を御存知ないお母さん方もおられ、和食を広げようとしても保護者にうまく伝わらない場合がある。子どもを通して、あるいは子どもと一緒に学ぶことができないかと考えている。
- 食育指導員は地域で食育活動を行うボランティアであり、保健福祉局が実施する養成講座を受講した保護者や地域の方を認定している。新京・食育推進プランでは27年度までに300人養成することを目標としている。
- 給食では従前から栄養教諭や学級担任が短い時間の中で工夫して、食材や食料自給率のことを指導している。給食以外では、日本料理アカデミーの料理人が講師となり、出汁のうま味などを子どもが体験する活動を行っており、カリキュラムも作成している。幅広く食育の観点で取り組んでいきたい。
- 給食指導で使える和食の資料を研究グループで作ってもらえないか相談しているところである。

エ 議決事項

報第9号 京都市立学校保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(事務局説明)

○有澤 学校指導課担当課長

子ども・子育て支援法の施行に伴い、市立幼稚園に係る規定を変更する必要があるため、京都市立学校保育料等徴収条例の一部を改正する条例案を平成27年2月市会に上程する。本日はその概要について説明する。

京都市立学校保育料等徴収条例の一部改正の主な内容は、以下の4点である。

1点目は、保育料の額の範囲を定めることである。市立幼稚園の保育料は、国の定める公定価格を上限とし、具体的な額は規則に定めることとする。

2点目は、預かり保育に要する費用の徴収根拠を定めることである。子ども・子育て支援新制度において一時預かり事業（幼稚園型）が創設されるのを機に、徴収根拠を条例に規定し、具体的な金額は規則に定めることとする。

3点目は、保育料の徴収について、これまでの8月を除く11月分で徴収する制度から、国の考えに基づき8月を含む12月分で徴収する制度に変更することである。

4点目は、中途入園者等に係る保育料については、新制度に基づき、これまでは月割計算だったが、日割計算ができるようにすることである。

次に、市立幼稚園の保育料等の考え方について、現在調整中であるが、以下のとおりである。

保育料については、これまでは所得に応じて減免を行っていたが、今後は、所得階層ごとの応能負担となり、徴収する額があらかじめ異なることとなる。

公立幼稚園の利用者負担額については、運営費が一般財源化されていることから、現行の徴収額、公立施設の役割、意義、幼保・公私間のバランス、激変緩和の必要性等を考慮のうえ、最終的には市町村が判断すべきものとされている。ただし、国基準は公立・私立共通の上限となるため、所得階層ごとに国基準の範囲内で設定しなければならない。

以上を鑑み、市立幼稚園の保育料については、教育標準時間認定（1号給付）と保育認定（2号給付）の給付費の差額を考慮し、全所得階層において保育標準時間認定の利用者負担額の74%に設定する。

なお、平成27年度までの入園者については、国において5年間の経過措置が設けられていることから、卒園までの間、利用者負担額が上がる所得階層については保育料を据え置き、一方で利用者負担額が下がる所得階層については保育料を下げる。平成28年度以降の入園者については、新制度に移行する私立幼稚園・認定こども園と同額とする。現在のところ新制度に移行する私立幼稚園は2園あり、認定こども園は既存の1園である。

保育料の徴収については、これまでの8月を除く11月分で徴収する制度から、8月を含む12月分で徴収する制度に変更する。平成27年度までの入園者について1年間の支払総額は、利用者負担額が上がる所得階層については現行から変わらず、利用者負担額が下がる所得階層については現行から下がることになる。

次に、入園料について、新制度では、原則として、市町村が定める利用者負担額を毎月徴収することにより賄うこととされていることから、経過措置を行う平成27年度の入園児までは、入園受入準備費として従前どおり徴収し、私立と同じ料金体系となる平成28年度以降は国の

考えに基づき徴収しないこととする。

最後に、預かり保育について、今年度、市立幼稚園 3 園で試行実施中の午後 6 時までの預かり保育（長期休業期間中を含む。）について、平成 27 年度から 16 園全園で本格実施する。実施に当たっては、国の一時預かり事業（幼稚園型）を活用し本市の収入に充てることを予定している。

なお、利用料については、短時間でも利用しやすいように、区分を分けて徴収することとし、金額については 1 時間当たり 100 円を目途に調整する。

（委員からの主な意見）

- 同じ幼稚園に兄弟が在籍している場合の保育料の扱いはどうなるのか。
- 所得階層の算定基準はどのように定まるのか。
- 政令市の中で市立幼稚園の保育料の水準はどの程度のものなのか。
- 平成 28 年度以降、同じ所得階層の人にとって、市立幼稚園と私立幼稚園の保育料はどうなるのか。
- 全体的に見て市立幼稚園の利用者にとって保育料はどのように変化するのか。
- 平成 26 年度中に規則改正を行うのか。

（事務局）

- 年少から小学校 3 年までに子どもが 2 人以上いる場合、最年長の子どもを第 1 子と見なすと、幼稚園に通う第 2 子は第 1 子の半額、第 3 子は無料になる。なお、年齢の範囲の上限が 18 歳以下までに引き上げられる可能性がある。
- 国が上限を定めるが、基準は政令市が定めることができる。幼稚園・保育園の現状に合わせて区分を設定する。
- 現在の市立幼稚園の保育料の水準は政令市の中では最も高額である。
- 市立幼稚園の保育料は、平成 28 年度に、新制度に移行する私立幼稚園と同額となることになる。
- 高所得者層にとって保育料は上がることになる。本市の収入は 5,000 万円ほど増える見込みである。
- 平成 26 年度中に規則改正を行う予定。市立幼稚園分は教育委員会、私立幼稚園分は保健福祉局が行う。

（4）その他

- 生田教育長から、前回会議以降の主な出来事等について報告。
 - ・文科省「フリースクール等に関する検討会議・委員」生田教育長就任決定。
 - ・文科省「中央教育審議会教育課程企画特別部会・委員」門川市長就任決定。
 - ・新聞報道（平成 27 年度教職員定数の見込みについて）
 - ・新聞報道（文科省が学校統合に関する手引（案）作成）
 - ・1 月 9 日（金）「学校給食における『和食』の検討会議」からのまとめ提出。
 - ・1 月 12 日（祝・月）成人の日記念式典開催。

- ・1月20日（火）文科省「コミュニティスクール調査研究協力者会議」（生田教育長出席）。
- ・1月21日（水）教育福祉委員会
- ・1月21日（水）平成27年度予算に係る市長記者会見。

○事務局から当面の日程について説明

（5） 閉会

11時15分、委員長が閉会を宣告。

署名 委員長職務代理